

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年2月26日

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備

・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円

※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

○運営費等

{ 原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。 }

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、

放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

【質の改善事項(※全額消費税財源を活用)】

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、

障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

○整備費

・新たにクラブを整備する場合のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。

運営費の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

※平成27年度から、大都市特例の適用はなし